

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議決定

「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について」新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">第四章 会計</p> <p>(財産) 第三十八条の2 全代会は、金銭、物品その他の財産を所有する。</p> <p>(会計年度) 第三十八条の3 全代会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わるものとする。</p> <p>(予算) 第三十八条の4 全代会は、毎年度、その年度の予算を編成しなければならない。 2 全代会の予算は、本会議の承認により成立する。</p> <p>(決算) 第三十八条の5 全代会の決算は、本会議の承認を受けなければならない。</p> <p>(特別会計) 第三十八条の6 全代会は、特定の目的のために特別会計を設けることができる。</p> <p>(会計監査) 第三十八条の7 会計監査は、第三十九条に定める監察役がこれを行う。 2 監察役は、全代会の全ての会計経理を監査する権利及び義務を有する。 3 監察役は、第三十八条の5に定める決算報告の際に、会計監査の結果を報告しなければならない。</p> <p>(会計細則) 第三十八条の8 会計に関する細則は、これを別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第五章 その他全代会の運営に関する事項</p> <p style="text-align: center;">第六章 改廃</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第四章 その他全代会の運営に関する事項</p> <p style="text-align: center;">第五章 改廃</p>